

議案第116号

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「18人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月31日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律に基づく本市の農地利用最適化推進委員の定数を改めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。